

## 邑南町跡地活用のための空き家解体支援事業補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第47号

(趣旨)

第1条 この告示は、跡地の活用につながる邑南町内（以下「町内」という。）の空き家の解体経費の一部を予算の範囲において補助することで、老朽化した空き家の解体を促進し、町内への定住及び地域の活性化を推進することを目的とする、邑南町跡地活用のための空き家解体支援事業補助金について、邑南町補助金等交付規則（平成16年邑南町規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き家 邑南町空き家情報活用制度（空き家バンク）に登録し1年を経過した建物又は昭和56年5月31日以前に着工された住宅、店舗等（昭和56年6月1日以後の当該建築物に係る増改築の際、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により建築確認に係る確認済証の交付を受けたもの又は当該建築物に耐震性があると町長が認めたものを除く。）で、おおむね年間を通じて使用実績のない建物（納屋等を除く。）
- (2) 新築住宅又は店舗等 新たに建設する一戸建て住宅（店舗その他の用途を兼ねるもの含む。）及び集合住宅、又は新たに建設する店舗等で地域の活性化に資すると町長が認めた建物
- (3) 空き家の敷地 解体する空き家が存する土地
- (4) 町内事業者 町内に本店、支店、営業所、事務所等を有する事業者
- (5) 解体業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の解体工事業の登録を受けている者で、

かつ、町内事業者である者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、空き家を解体しようとする個人又は法人であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 解体する空き家の所有者(第7条の規定による申請その他の手続き(以下「申請等の手続き」という。))の一切を、相続人を代表して行う場合の当該相続人を含む。ただし、共同で所有している場合は、いずれか1人とする。)
- (2) 解体する空き家の敷地の所有者(申請等の手続きの一切を、相続人を代表して行う相続人又は利用者を含む。)であつて、当該空き家の所有者(相続人を含む。)から当該空き家の解体について承諾を受けた者
- (3) その他町長が前各号に規定する者と同等の権限を有すると認める者

2. 前項に規定する補助対象者で、次に該当する場合は、当該補助金を申請することができない。

- (1) 補助申請者が邑南町税条例第3条に定める町税を滞納している場合
- (2) 解体する空き家が邑南町民間賃貸住宅建設支援事業による補助を受けている場合
- (3) 解体する空き家が邑南町空き家バンク活用促進事業による補助を受けて2年を経過していない場合

(補助事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業の経費は、補助対象の空き家を解体する経費で、次の全ての号に該当するものとする。

- (1) 解体跡地に新築住宅又は店舗等を1年以内に町内事業者により建設する計画を有する空き家の解体工事
- (2) 町内の解体業者と工事請負契約を締結するもの
- (3) 交付決定を受けた日の属する年度と同一年度内に解体工事を完了するもの

(補助金の額等)

第5条 補助額は、補助対象経費内とし、100万円を限度とする。

(空き家の事前調査等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付希望者」という。）は、解体する空き家が補助対象に該当するかどうかについて、あらかじめ町長の判定を受けなければならない。

2 前項に規定する判定の申請は、邑南町跡地活用のための空き家解体支援事業事前調査依頼書（様式第1号）（以下「調査依頼書」という。）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）位置図（住宅地図の写し等に場所を明記したもの）

（2）公図の写し

（3）現況写真（敷地全景及び建物）

（4）解体する空き家の敷地の登記事項証明書

（5）解体する空き家の建物登記事項証明書（未登記等の場合にあつては、固定資産税課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し等。）

3 町長は、調査依頼書の提出があつた場合は、書類審査及び現地調査を行い、補助対象空き家に該当するかどうかを判定し、補助金交付希望者に通知するものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を申請する者（以下、「申請者」という。）は、工事に着手する前に、邑南町跡地活用のための空き家解体支援事業補助金交付申請書（申請者が空き家の所有者又は相続人である場合は様式2号、空き家の敷地の所有者又は相続人又は利用者（利用予定者を含む。）である場合は様式第3号）に、各様式に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 町長は、前条の交付の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し交付の可否を決定して、邑南町跡地活用のための空き家解体支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（施工等）

第9条 申請者は、交付決定後に解体工事に着手するものとする。

2 申請者は、交付決定を受けた後において、解体工事の内容を変更又は中止し

ようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、解体工事が完了したときは、速やかに邑南町跡地活用のための空き家解体支援事業補助金実績報告書(様式第5号)(以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて、交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に町長に提出しなければならない。

(1) 解体工事の領収書又はこれに準ずるものの写し等

(2) 成果が確認できる写真

2 町長は、前項の実績報告書を受領したときは、書類審査及び現地調査等により報告の適否を決定するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条第2項の規定による適否の決定後、邑南町跡地活用のための空き家解体支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(交付の取消し)

第12条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次のいずれかの号に該当すると認めるときは、交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定に基づき交付の決定を取り消したときは、すでに交付した補助金の全額を返還するよう命ずることができる。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項ならびに必要な書類については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。